健全化判断比率等について

1　財政の健全性を判断するための指標

（1）健全化判断比率

ア　実質赤字比率

一般会計等の実質的赤字の程度を示す比率

$$\text{実質赤字比率（\%）} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※標準財政規模＝市税収入額(目的税を除く)と国から交付される地方消費税交付金等に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加えた額で、一般財源の規模を示します。

イ　連結実質赤字比率

一般会計等及び公営事業会計全体の実質的赤字の程度を示す比率

$$\text{連結実質赤字比率（\%）} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

ウ　実質公債費比率

一般会計等が負担する公債費及び公債費に準じた経費の程度を示す比率

$$\text{実質公債費比率（\%）（3ヵ年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－ 算入公債費等}}{\text{標準財政規模 － 算入公債費等}}$$

※準元利償還金＝特別会計等の公債費に対する繰出金、債務負担行為（土地・建物等に係るもの）の支出額等です。

※算入公債費等＝地方債に係る元利償還金及び準元利償還金に要する経費として、普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額です。

エ　将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の程度を示す比率

$$\text{将来負担比率(\%)} = \frac{\text{将来負担額 － 充当可能財源等}}{\text{標準財政規模 － 算入公債費等}}$$

※将来負担額＝地方債現在高、債務負担行為（土地・建物等に係るもの）の支出予定額、特別会計等の公債費に対する繰出見込額、退職手当支給予定額及び設立法人に対する負担見込額の合計です。

（２）資金不足比率

公営企業会計を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率

$$資金不足比率（\%）＝\frac{資金の不足額}{事業の規模}$$

※資金の不足額＝法適用の会計では、流動負債等が流動資産を超えた場合のその超えた額です。
法非適用の会計では、実質赤字の額です。

２　早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準

（１）早期健全化基準

健全化判断比率が国の定めた「早期健全化基準」以上になった場合は、自主的な改善努力による財政健全化を図るため、「財政健全化計画」の策定が義務付けられます。

計画策定に当たっては、①外部監査の義務づけ、②議会の議決、③公表及び県への報告が必要となります。また、毎年度、④実施状況の議会報告、公表、県への報告などを行うこととされています。

（２）財政再生基準

健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが国の定めた「財政再生基準」以上になった場合は、自主的な財政健全化は困難とみなされ、国等の関与による確実な財政再生を図るために「財政再生計画」の策定が義務付けられます。

この計画の内容や策定に必要な手続きは上記（１）とほぼ同様ですが、一定の国の関与や地方債の起債制限等の措置が講じられます。

（３）経営健全化基準

公営企業における「早期健全化基準」にあたり、公営企業の資金不足比率が、国の定めた「経営健全化基準」以上になった場合は、公営企業ごとに「経営健全化計画」の策定が義務付けられます。

この計画の内容や策定に必要な手続きは上記（１）とほぼ同様です。

３　小田原市の令和７年度決算に基づく健全化判断比率等

（１）健全化判断比率

健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が生じないため算定されず、また、実質公債費比率と将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回りました。

（単位：％）

比 率 区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	11.39	20.00
連結実質赤字比率	－	16.39	30.00
実質公債費比率	4.6	25.0	35.0
将来負担比率	61.2	350.0	

ア　実質赤字比率

一般会計等の実質収支額は黒字であることから、実質赤字比率は算定されません。

《一般会計等の実質収支額》　（単位：千円）

会計区分	実質収支額
一般会計	2,591,878
公共用地先行取得事業特別会計	0
広域消防事業特別会計	0
小田原地下街事業特別会計	4,601
一般会計等の実質収支額	2,596,479

イ　連結実質赤字比率

一般会計等及び特別会計・企業会計の連結実質収支額が黒字であることから、連結実質赤字比率は算定されません。

《連結実質収支額》　（単位：千円）

会計区分	実質収支額
一般会計等の実質収支額	2,596,479
特別会計の実質収支額	1,086,771
競輪事業特別会計	434,308
国民健康保険事業特別会計	32,182
国民健康保険診療施設事業特別会計	2,736
介護保険事業特別会計	527,810
後期高齢者医療事業特別会計	89,735
公営企業会計の資金不足額・剰余額	14,843,495
水道事業会計	2,448,497
病院事業会計	10,394,188
下水道事業会計	1,960,156
小田原城天守閣事業特別会計	34,037
公設地方卸売市場事業特別会計	6,617
全会計の連結実質収支額	18,526,745

ウ　実質公債費比率

実質公債費比率は4.6％で、令和６年度決算に基づく比率（令和４年度から令和６年度の３ヵ年平均値）4.3％から0.3ポイント増加しています。

令和７年度単年度は、4.42％で令和６年度単年度と比べて0.84ポイント減少しました。これは分母となる標準財政規模の増加に加えて、分子（主に地方債の元利償還金の減）が減少したことによるものです。

《実質公債費比率の算定の内訳》　（単位：千円）

区　分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
地方債の元利償還金・準元利償還金の合計（ア）	5,698,629	6,027,199	5,731,884
地方債の元利償還金	4,348,779	4,583,819	4,389,225
準元利償還金	1,349,850	1,443,380	1,342,659
基準財政需要額に算入された公債費・準公債費（イ）	4,202,257	4,065,686	4,007,145
標準財政規模（ウ）	40,382,203	41,332,666	43,008,930
単年度数値（エ）＝（アーイ）／（ウーイ）	① 4.1%	② 5.3%	③ 4.4%
３ヵ年平均値 （オ）＝（エの①＋②＋③）／　3	4.6%		

エ　将来負担比率

将来負担比率は61.2%で、令和６年度決算に基づく比率43.1%から18.1ポイント増加しています。これは将来負担額（主に公営企業債等に充当される一般会計からの繰入見込額など）が増加したこと等により、分子が増加したことによるものです。

《将来負担比率の算定の内訳》　（単位：千円）

区　分	金　額
将来負担額の合計 …(ア)	103,928,917
一般会計等に係る地方債の現在高	56,710,255
債務負担行為に基づく支出予定額	2,042,224
公営企業債等に充当される一般会計からの繰入見込額	33,271,456
退職手当支給予定額に係る一般会計等の負担見込額	11,904,982
将来負担額に対する充当可能財源等の合計 …(イ)	80,044,432
地方債の償還等に充当可能な基金残高の合計額	9,697,000
地方債の償還等に充当可能な特定の収入	22,240,444
地方債の償還等経費として基準財政需要額に算入される見込額	48,106,988
標準財政規模 …(ウ)	43,008,930
地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額 …(エ)	4,007,145
将来負担比率（アーイ）／（ウーエ）	61.2%

（２）公営企業の資金不足比率

公営企業の資金不足比率も、資金不足を生じた公営企業はないので、算定されません。

（単位：％）

会　計　の　名　称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	－	20
病院事業会計	－	
下水道事業会計	－	
小田原城天守閣事業特別会計	－	
公設地方卸売市場事業特別会計	－	

《各公営企業の資金剰余額》　（単位：千円）

会計区分	資金剰余額
水道事業会計	2,448,497
病院事業会計	10,394,188
下水道事業会計	1,960,156
小田原城天守閣事業特別会計	34,037
公設地方卸売市場事業特別会計	6,617

＜ 参 考 ＞　健全化判断比率等の対象範囲

